

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(1) 防災業務計画に関する協議</p> <p>県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町村の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>(2) 防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>県は、原子力事業者が届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、それを受理し、把握しておくものとする。また、県は、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>第3節 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査</p> <p>県は、必要に応じ、原子力事業者に対して報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。なお、立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯するものとする。</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>(1) 防災業務計画に関する協議</p> <p>県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町村の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p> <p>(2) 防災要員の現況等の届出の受理</p> <p>県は、原子力事業者が届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、それを受理し、把握しておくものとする。また、県は、関係周辺市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。</p> <p>第3節 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査</p> <p>県は、必要に応じ、原子力事業者に対して報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。なお、立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯するものとする。</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>(1) 原子力防災専門官との連携</p> <p>県は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.148 反映 ・意見 No.148 反映 <ul style="list-style-type: none"> ・地方放射線モニタリング対策官の役割を追加 ・項見出しの追加 ・原災法第12条の記

現 行	修 正 案	備 考
<p>(以下「対策拠点施設」という。)の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p>	<p>設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難等計画の策定を含む）などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>(2) 地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備に係る協力、緊急時モニタリング、他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等について、<u>地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。</u></p>	<p>載との整合</p> <p>・地方放射線モニタリング対策官との連携を規定</p>
<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。</p> <p>(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。</p> <p>(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p> <p>(3) 県は、避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。</p>	
<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、関係市町、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県と関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。</p> <p>また、被災市町村から都道府県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、都</p>	<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、関係市町、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 県と関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。</p> <p>また、被災市町村から都道府県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、都</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>道府県職員が情報収集のために被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次に掲げる事項を参考として内容を定め、事業者及び関係機関に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。） ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先 ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） <p>(2) 機動的な情報収集体制</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町と協力し、必要に応じてヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定</p> <p>県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じて情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>(4) 非常通信協議会との連携</p> <p>県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>(5) 移動通信系の活用体制</p> <p>県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築</p> <p>県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p>	<p>道府県職員が情報収集のために被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次に掲げる事項を参考として内容を定め、事業者及び関係機関に周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。） ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先 ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） <p>(2) 機動的な情報収集体制</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町と協力し、必要に応じてヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定</p> <p>県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じて情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。</p> <p>(4) 非常通信協議会との連携</p> <p>県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>(5) 移動通信系の活用体制</p> <p>県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p>(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築</p> <p>県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>2 情報の分析整理</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるとする。</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>①原子力発電所に関する資料</p> <p>イ 原子力事業者防災業務計画等 (資料1-2-1～2)</p> <p>ロ 女川原子力発電所施設の状態 (資料1-4-1)</p> <p>ハ 女川原子力発電所プラント系統図 (資料1-4-2)</p> <p>ニ 種々の縮尺の原子力発電所周辺地域図 (資料1-4-3)</p> <p>②社会環境に関する資料</p> <p>イ 周辺地域の人口、世帯数 (原子力発電所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する情報を含む。)</p> <p>人口に関する資料 (資料2-3-1～5)</p> <p>ロ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、港湾、ヘリポート及び空港等交通手段 (道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。)</p> <p>道路及び陸上輸送に関する資料 (資料2-3-6～9)</p>	<p>(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制</p> <p>県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるとする。</p> <p>(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設等に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>①原子力発電所に関する資料</p> <p>イ 原子力事業者防災業務計画等 (資料1-2-1～2)</p> <p>ロ 女川原子力発電所施設の状態 (資料1-4-1)</p> <p>ハ 女川原子力発電所プラント系統図 (資料1-4-2)</p> <p>②社会環境に関する資料</p> <p>イ 種々の縮尺の原子力発電所周辺地域図 (資料1-4-3)</p> <p>ロ 周辺地域の人口、世帯数 (原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者 (災害対策基本法第8条第2項第15号に規定される高齢者、障害者、乳幼児等。以下同じ。) の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する情報を含む。)</p> <p>人口に関する資料 (資料2-3-1～5)</p> <p>ハ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、港湾、ヘリポート及び空港等交通手段 (道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。)</p> <p>道路及び陸上輸送に関する資料 (資料2-3-6～9)</p>	<p>・記載位置を移動</p> <p>・記載位置を移動</p> <p>・繰り下げ</p> <p>・意見No.82反映</p> <p>・繰り下げ</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>ハ 港湾及び海上輸送に関する資料（資料2-3-10～13） ヘリポート及び航空輸送に関する資料（資料2-3-14～16）</p> <p>二 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>三 避難者収容施設に関する資料（資料2-3-17～18）</p> <p>四 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等の原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>五 周辺地域の特定施設に関する資料（資料2-3-19）</p> <p>六 緊急被ばく医療施設（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。）</p> <p>七 緊急時医療施設に関する資料（資料2-3-20～22）</p> <p>八 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法 物資等の調達に関する資料（資料2-3-23～24）</p> <p>③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>イ 周辺地域及び海域の気象・海象（過去2年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化に関する情報等を含む。）</p> <p>気象・海象に関する資料（資料2-3-25～27）</p> <p>ロ 平常時環境放射線モニタリング（過去2年間の統計値） 平常時環境放射線モニタリングに関する資料（資料2-3-28～31）</p> <p>ハ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等 飲料水に関する資料（資料2-3-32～33）</p> <p>ニ 農林水産物の生産及び出荷状況 農林水産物に関する資料（資料2-3-34～40）</p> <p>（追加）</p>	<p>港湾及び海上輸送に関する資料（資料2-3-10～13） ヘリポート及び航空輸送に関する資料（資料2-3-14～16）</p> <p>三 避難所等及び屋内退避に適するコンクリート建物及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>四 避難者収容施設に関する資料（資料2-3-17～18）</p> <p>五 周辺地域の配慮すべき（特定）施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等の原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>六 周辺地域の特定施設に関する資料（資料2-3-19）</p> <p>七 被ばく医療施設（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。）</p> <p>八 緊急時医療施設に関する資料（資料2-3-20～22）</p> <p>九 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法 物資等の調達に関する資料（資料2-3-23～24）</p> <p>③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料</p> <p>イ 周辺地域及び海域の気象・海象（過去2年間の周辺観測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化に関する情報等を含む。）</p> <p>気象・海象に関する資料（資料2-3-25～27）</p> <p>ロ 平常時環境放射線モニタリング（過去2年間の統計値） 平常時環境放射線モニタリングに関する資料（資料2-3-28～31）</p> <p>ハ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等 飲料水に関する資料（資料2-3-32～33）</p> <p>ニ 農林水産物の生産及び出荷状況 農林水産物に関する資料（資料2-3-34～40）</p> <p>ホ 線量換算係数等に関する資料</p>	<p>・繰り下げ ・記載の適正化</p> <p>・繰り下げ ・記載の適正化 （用語の意味を記載） ・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化 （指針の表現反映）</p> <p>・資料の追加</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>④防災対策に活用する施設、設備、資機材等（関係章節において掲載）</p> <p>イ 通信連絡設備等に関する資料 ロ 防護資機材等に関する資料 ハ 広報施設等に関する資料 ニ モニタリング設備・機器に関する資料 ホ 医療活動用資機材等に関する資料</p> <p>⑤防災対策の実施に関する資料（関係章節において掲載）</p> <p>イ 各種協定、規制等に関する資料 ロ 各種要領、様式等に関する資料 ハ 防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者リスト等） ニ その他</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県、国、関係市町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>①専用回線網の整備 県と国は、緊急時における県と国及び県と関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網を整備・維持するものとする。</p> <p>②対策拠点施設との間の専用回線網の整備 県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化</p> <p>①防災行政無線の整備 県は、国、関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。</p> <p>②災害に強い伝送路の構築 県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・</p>	<p><u>線量換算係数等（資料2-15-1）</u></p> <p>④防災対策に活用する施設、設備、資機材等（関係章節において掲載）</p> <p>イ 通信連絡設備等に関する資料 ロ 防護資機材等に関する資料 ハ 広報施設等に関する資料 ニ モニタリング設備・機器に関する資料 ホ 医療活動用資機材等（<u>安定ヨウ素剤を含む</u>）に関する資料</p> <p>⑤防災対策の実施に関する資料（関係章節において掲載）</p> <p>イ 各種協定、規制等に関する資料 ロ 各種要領、様式等に関する資料 ハ 防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者リスト等） ニ その他</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>県、国、関係市町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。</p> <p>(1) 専用回線網の整備</p> <p>①専用回線網の整備 県と国は、緊急時における県と国及び県と関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網を整備・維持するものとする。</p> <p>②対策拠点施設等との間の専用回線網の整備 県は、国と連携し、対策拠点施設等と県及び関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化</p> <p>①防災行政無線の確保・活用 県は、国、関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。</p> <p>②災害に強い伝送路の構築 県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・文章との整合</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。</p> <p>③機動性のある緊急通信手段の確保 県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>④多様な情報収集・伝送システムの整備 県は、国の協力のもと、被災現場の情報を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。</p> <p>⑤災害時優先電話等の活用 県は、東日本電信株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>⑥通信輻輳の防止 県は、関係市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めるなど関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>⑦非常用電源等の確保 県は、所在市町、関係周辺市町及び関係機関と連携し、対策拠点施設及び庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）の整備を進めるとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置を図るものとする。</p> <p>⑧保守点検の実施 県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。</p> <p>通信連絡設備等に関する資料（資料2-3-41～45）参照</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。 また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。</p>	<p>衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。</p> <p>③機動性のある緊急通信手段の確保 県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>④多様な情報収集・伝送システムの整備 県は、国の協力のもと、被災現場の情報を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。</p> <p>⑤災害時優先電話等の活用 県は、東日本電信株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。</p> <p>⑥通信輻輳の防止 県は、関係市町及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めるなど関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。</p> <p>⑦非常用電源等の確保 県は、所在市町、関係周辺市町及び関係機関と連携し、対策拠点施設等及び庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）の整備を進めるとともに、専門的な知見・技術をもとに耐震性・耐浪性のある場所への設置を図るものとする。</p> <p>⑧保守点検の実施 県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。</p> <p>通信連絡設備等に関する資料（資料2-3-41～45）参照</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。 また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>とす。</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>県は、原子力事業者から、施設のパラメータ等が警戒事態（Alert）に相当するよう緊急時活動レベルに至った場合等[※]に係る通報を受けた場合は、速やかに職員^{の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。}また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。</p> <p>※モニタリングポストで1マイクログラム/時以上の放射線量率検出、又は、それに行うする事象が検知された場合を含む</p> <p>2 災害対策本部体制等の整備</p> <p>県は、施設のパラメータ等が施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に相当するよう緊急時活動レベルに至った場合（原災法第10条相当）に係る通報を受けた場合、又は、全面緊急事態（General Emergency）に相当するよう緊急時活動レベルに至った場合において、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合には、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ決めておくものとする。災害対策理地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めしておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び意思決定者からの情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>3 対策拠点施設における立ち上げ準備体制等</p> <p>(1) 対策拠点施設における災害対策現地本部立ち上げ準備体制</p> <p>県は、特定事象発生の通報を受けた場合等、直ちに国及び関係市町と協力して、対策拠点施設における災害対策理地本部の立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員^{の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。}</p> <p>(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策</p>	<p>とす。</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備</p> <p>県は、警戒事態（Alert）等に至った場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(第1章にて規定)</p> <p>2 災害対策本部体制等の整備</p> <p>県は、施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）又は全面緊急事態（General Emergency）に至った場合、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ決めておくものとする。現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めしておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び意思決定者からの情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。</p> <p>3 対策拠点施設等における立ち上げ準備体制等</p> <p>(1) 対策拠点施設等における現地災害対策本部立ち上げ準備体制</p> <p>県は、施設敷地緊急事態に至った場合、直ちに国及び関係市町と協力して、対策拠点施設等における現地災害対策本部を立ち上げられるよう、あらかじめ職員^{の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。}</p> <p>(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制</p> <p>県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策</p>	<p>・EALの本編取り込みを受け、記載を簡素化</p> <p>・第1章で定義したため削除</p> <p>・EALの本編取り込みを受け、記載を簡素化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・意見No.149 反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・緊急事態区分の名称で整理</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>拠点施設への派遣手段等も定めておくものとする。</p>	<p>拠点施設等への派遣手段等も定めておくものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>4 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(1) 原子力災害合同対策協議会の設置</p> <p>県は、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。</p> <p>なお、県は、原子力災害合同対策協議会の運営について、あらかじめ原子力防災専門官、関係市町と協議し、その運営要領を定めておくものとする。</p>	<p>4 対策拠点施設等における原子力災害合同対策協議会等の体制</p> <p>(1) 原子力災害合同対策協議会の設置</p> <p>県は、原災法第15条に基づき内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出された後、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設等に設置するものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・行為者の明確化</p> <p>・記載の適正化</p>
<p>(2) 原子力災害合同対策協議会の県の構成員</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長及び県の災害対策本部長並びに関係市町それぞれの災害対策本部長及び原子力事業者の代表者から構成され、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「放射線医学総合研究所」という。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため、県は現地における対応方針を定める少人数のグループのメンバー、原子力災害合同対策協議会の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p>	<p>(2) 原子力災害合同対策協議会の構成員</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長及び県の現地災害対策本部長並びに関係市町及び事業者の代表者等から権限を委任された者から構成され、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「放射線医学総合研究所」という。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じて出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p>	<p>・協議会は国が運営するため削除</p> <p>・文草との整合</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・参集要員の見直しを反映</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・対応方針決定会議の廃止に伴う修正</p>
<p>(3) 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する県の職員</p> <p>対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p>	<p>(3) 原子力災害合同対策協議会の機能班に配置する県の職員</p> <p>対策拠点施設等において、原子力災害合同対策協議会のもとに原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>5 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>県は、国、関係市町及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合を想定し、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p>	<p>5 長期化に備えた動員体制の整備</p> <p>県は、国、関係市町及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>6 専門家の派遣要請手続き</p> <p>県は、原子力事業者より特定事象発生時の通報を受けた場合等、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。</p>	<p>6 専門家の派遣要請手続き</p> <p>県は、原子力事業者より原災法第10条に基づき特定事象発生時の通報を受けた場合（施設敷地緊急事態）、必要に応じて国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>・用語の明確化</p> <p>・緊急事態区分との対応を追加</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>7 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係道府県、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>8 応援要請等に基づき受け入れ体制</p> <p>(1) 広域的な応援協力体制等</p> <p>① 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部と対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>② 県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、広域応援協定等の締結状況は以下のとおりである</p> <p>広域応援協定等（資料2-4-1）参照</p> <p>(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 警察災害派遣隊</p> <p>県警察は、警察庁、東北管区警察局及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</p> <p>9 自衛隊との連携体制</p>	<p>7 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係道府県、関係市町、自衛隊、警察本部、消防本部（局）、海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</p> <p>8 応援要請等に基づき受け入れ体制</p> <p>(1) 広域的な応援協力体制等</p> <p>① 県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>② 県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>広域応援協定等（資料2-4-1）参照</p> <p>(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊</p> <p>県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 警察災害派遣隊</p> <p>県警察は、警察庁、東北管区警察局及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</p> <p>9 自衛隊との連携体制</p>	<p>・関係機関の明確化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の簡素化</p> <p>・防災基本計画の反映</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備に努めるものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）に於いて、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊との事前の調整を行うものとする。</p> <p>10 対策拠点施設</p> <p>(1) 対策拠点施設の指定又は変更</p> <p>県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 対策拠点施設の平常時の活用</p> <p>県及び国は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>(3) 対策拠点施設における非常用通信機器の整備</p> <p>県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p> <p>(4) 対策拠点施設の施設・設備等の整備、維持・管理</p> <p>県及び国は相互に連携して、過酷事故においても活動を継続することのできる対策拠点施設の施設・設備、備え付けの防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</p> <p>(5) 対策拠点施設からの移転等</p> <p>対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>11 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 安全確保のための資機材の整備</p> <p>県は、国及び関係市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p>	<p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備に努めるものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）に於いて、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊との事前の調整を行うものとする。</p> <p>10 対策拠点施設</p> <p>(1) 対策拠点施設の指定又は変更</p> <p>県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 対策拠点施設等の平常時の活用</p> <p>県及び国は、対策拠点施設等を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>(3) 対策拠点施設等における非常用通信機器の整備</p> <p>県及び国は相互に連携して、対策拠点施設等に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</p> <p>(4) 対策拠点施設等の施設・設備等の整備、維持・管理</p> <p>県及び国は相互に連携して、過酷事故においても活動を継続することのできるよう対策拠点施設等の施設・設備、防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</p> <p>(5) 対策拠点施設等からの移転等</p> <p>対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確保するとともに、搬送資機材の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>11 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 安全確保のための資機材の整備</p> <p>県は、国及び関係市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化

現 行	修 正 案	備 考
<p>放射線防護資機材等の整備状況（資料2-4-2）参照</p> <p>（2）国、関係市町及び原子力事業者との情報交換</p> <p>県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平時より、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1 情報項目の整理</p> <p>県は、国及び関係市町と連携し、特定事象等発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について災害対応のフェーズや場所等に応じて整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>2 情報伝達手段の整備</p> <p>県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設・装備の整備を図るものとする。</p> <p>3 住民相談窓口の設置等</p> <p>広報設備等の状況（資料2-5-1）参照</p> <p>3 住民相談窓口の設置等</p> <p>県は、国及び関係市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>4 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備</p> <p>県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有</p>	<p>放射線防護資機材等の整備状況（資料2-4-2）参照</p> <p>（2）国、関係市町及び原子力事業者との情報交換</p> <p>県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平時より、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1 情報項目の整理</p> <p>県は、国及び関係市町と連携し、警戒事態及び施設敷地緊急事態等発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について災害対応のフェーズや場所等に応じて整理しておくものとする。この際、分かり易さや正確さに配慮する。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>2 情報伝達手段の整備</p> <p>県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設・装備の整備を図るものとする。</p> <p>3 住民相談窓口の設置等</p> <p>広報設備等の状況（資料2-5-1）参照</p> <p>3 住民相談窓口の設置等</p> <p>県は、国及び関係市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p> <p>4 要配慮者への情報伝達体制の整備</p> <p>県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.150 反映 ・緊急事態区分による記載に変更 ・留意点を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・意見 No.83 反映 ・原子力災害対策指針の反映 ・意見 No.83 反映

現 行	修 正 案	備 考
<p>線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ、データ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。この際、公共情報コモンズを活用するものとする。</p> <p>報道機関一覧（資料2-5-2）参照</p>	<p>線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ、データ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。この際、公共情報コモンズを活用するものとする。</p> <p>報道機関一覧（資料2-5-2）参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見No.144 反映 ・緊急時モニタリングセンター導入を反映 ・省庁間所管事務移行(H25.4)に伴う削除 ・記載の適正化
<p>第9節 モニタリング体制等</p> <p>緊急時の環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会の統括の下、<u>原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するもの</u>とされている。また、上記以外の関係省庁はその支援を行うものとされている。</p> <p>県は、緊急時における原子力発電所からの放射線物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリング実施要領の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</p>	<p>第9節 モニタリング体制等</p> <p>緊急時モニタリングは、原子力規制委員会の統括のもとで行うこととなる。この際、<u>緊急時モニタリングセンター（EMC：Emergency Monitoring Center）が設置され、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等から編成された要員が連携して緊急時モニタリングを実施することとなる。</u>また、これ以外の関係省庁はその支援を行うこととされている。</p> <p>県は、緊急時における原子力発電所からの放射線物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を実施するとともに、<u>緊急時モニタリングの測定結果をOILに基づき防護措置実施の判断に活用できるように緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</u></p> <p>このため、<u>県は、国、関係市町及び原子力事業者等（この節では、以下「モニタリング関係機関」という。）と連携し、緊急時モニタリング計画の策定・修正、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見No.57 反映 ・緊急時モニタリング体制の刷新に伴い新たに緊急時モニタリング計画を策定することを規定 ・同上
<p>1 緊急時モニタリング実施要領の策定</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング実施要領を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。</p>	<p>1 緊急時モニタリング計画の策定及び修正</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定める補足参考資料等に基づき、<u>国、関係市町及び原子力事業者の協力を得て、緊急時モニタリング計画を策定するものとし、また、必要に応じて見直しを行うものとする。</u>なお、<u>緊急時モニタリング計画は、事故の状況に応じた具体的なモニタリング実施項目や実施主体等について「緊急時モニタリング実施計画」として国が策定するにあたり、参照されることとなっている。</u>おつて、<u>食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定及び修正する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを踏まえるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・見直しに係る記載の追加 ・意見No.58 反映
<p>2 モニタリング設備・機器の整備・維持</p> <p>県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングポイント、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p>	<p>2 モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングステーション、モニタリングポスト、モニタリングポイント、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、<u>環境試料分析装置、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</u></p> <p>また、<u>県は、オフサイトセンター等に国の統括する緊急時モニタリングセンター</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・E.M.Cの体制整備へ

現 行	修 正 案	備 考
<p>県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-6-1）参照 東北電力株式会社所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-6-2）参照 環境放射線監視システム図（資料2-6-3）参照 気象・海象観測機器の整備状況（資料2-6-4）参照</p> <p>3 緊急時モニタリング要員の確保</p> <p>県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>4 緊急時モニタリングの体制及び役割</p> <p>県は、モニタリング班とその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びモニタリング班長、チームの役割等を定めておくものとする。</p> <p>緊急時モニタリング実施要領（資料3-6-1）参照</p> <p>5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備</p> <p>(1) 関係機関との連携</p> <p>県は、国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平時より緊密な連携を図るものとする。</p> <p>(2) モニタリング要員の受け入れ等</p> <p>県は、国、指定公共機関、原子力事業者等から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備するとともに、原子力規制委員会、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 空及び海からのモニタリング体制の整備</p> <p>県は、陸上自衛隊と連携し、ヘリコプターによる空からのモニタリング体制を整備するものとする。また、県は、海上自衛隊及び宮城海上保安部と連携し、巡視艇等による海でのモニタリング体制を整備するものとする。</p>	<p>一の組織を受け入れるための環境の整備に協力するものとする。</p> <p>県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-6-1）参照 東北電力株式会社所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-6-2）参照 環境放射線監視システム図（資料2-6-3）参照 気象・海象観測機器の整備状況（資料2-6-4）参照</p> <p>3 緊急時モニタリング要員の確保</p> <p>国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとしてされている。県はこれに協力し、必要な要員を定めておくものとする。</p> <p>4 緊急時モニタリングの体制及び役割</p> <p>県は、緊急時モニタリングセンターの役割等に協力するものとする。このため、県現地災害対策本部モニタリング班とその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びモニタリング班長、チームの役割等を定めるとともに、緊急時モニタリングセンターとの連携について定めておくものとする。</p> <p>緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、初動時においてセンター長が不在の間は、県現地災害対策本部のモニタリング班長が代行する体制とする。</p> <p>緊急時モニタリング計画（資料3-6-1）参照</p> <p>5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備</p> <p>(1) 関係機関との連携</p> <p>県は、モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平時より連絡会、訓練及び研修等を通じて緊密な連携を図るものとする。</p> <p>(2) モニタリング要員の受け入れ等</p> <p>県は、モニタリング関係機関（指定公共機関を含む）から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、指定行政機関、関係市町、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備するものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>の協力について追加 ・意見No.147反映 ・意見No.60反映</p> <p>・国の役割を追加 ・緊急時モニタリング計画で別途定めるため削除 ・意見No.147反映 ・意見No.61反映 ・EMCとの連携について記載 ・意見No.147反映 ・初動対応時の代行体制を記載 ・意見No.147反映 ・緊急時モニタリング計画を策定することに伴う修正</p> <p>・記載の簡素化 ・記載の適正化</p> <p>・意見No.62反映 ・緊急時モニタリング実施計画(国)等で規定されるため削除 ・記載の適正化 ・モニタリング担当エリアの変更に伴う削除</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(4) 気象状況に関する資料等の入手</p> <p>県は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響の早期把握に必要な気象等に関する警報・注意報並びに予報及び気象情報等を迅速に受けるため、仙台管区気象台と緊密な連携体制を整備するものとする。</p> <p>6 緊急時放射線影響予測ネットワークシステム</p> <p>県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から緊急時迅速放射線影響予測ネットワークシステム（以下「SPED I ネットワークシステム」という。）と環境放射線監視システムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。</p> <p>第10節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、中状態モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制の整備を推進するものとする。</p> <p>第11節 複合災害に備えた体制の整備</p> <p>県は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。また、災害対応に当たるとる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらため定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</p> <p>第12節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p>	<p>(3) 気象状況に関する資料等の入手</p> <p>県は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響の早期把握に必要な気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに予報及び気象情報等を迅速に受けるため、仙台管区気象台と緊密な連携体制を整備するものとする。また、県は、防護措置の実施に因りて考慮すべき地域の気象（風向・風速・降水量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておくものとする。</p> <p>6 大気中拡散予測に係るネットワークシステム</p> <p>県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から緊急時迅速放射線影響予測ネットワークシステム（以下「SPED I ネットワークシステム」という。）と環境放射線監視システムとを接続するなど大気中拡散予測に係るネットワークの整備・維持に努めるものとする。</p> <p>第10節 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、中状態モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、公衆の被ばく線量評価体制の整備を推進するものとする。</p> <p>第11節 複合災害に備えた体制の整備</p> <p>県は国と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。また、災害対応に当たるとる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらため定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。</p> <p>第12節 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p> <p>県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 番号繰り上げ 意見 No.12 反映 気象及び拡散関係資料の整理を追加 原子力災害対策指針の反映 誤記修正